

**国内最大級・最高 500 万円を補助!!**

## **起業するなら河北町で**

河北町内で起業予定の方に、その準備経費の 4/5 最大 500 万円を補助します。

### **【応募対象】**

これから町内で新たに起業する個人・法人、または起業済みで、これから新たな分野で事業を開始する個人・法人

### **【応募者の条件】**

- 河北町内に拠点となる事業所を設けて起業すること
- 平成 30 年 2 月 28 日までに事業を開始（開業）すること
- 河北町商工会等の商工支援団体からの指導・支援を継続して受けること。
- 税を滞納していないこと。

### **【補助率・補助額】**

補助対象経費の 5 分の 4 以内で、1 事業者あたり最大 500 万円

※予算の範囲内となります。また、国や県などから起業にかかる補助金・助成金を受けている場合は、その金額を差し引いた額となります。

### **【募集期限】**

平成 29 年 7 月 31 日（月） 同日午後 5 時**必着**

### **【補助対象期間】**

平成 29 年 8 月 21 日（交付決定予定日）～開業日の前日、平成 30 年 1 月 31 日のいずれか早い日

### **【補助対象事業】**

教育支援、医療、福祉、宗教など一部産業分類を除くすべての業種（詳細は要項を参照）

### **【補助対象経費】**

補助対象期間に、起業の準備に必要とする経費のうち、その用途が起業に必要な経費として明確に特定できる経費で、そのことが領収書などの提出書類により確認できるもの（詳細は要項を参照）

## 【申請書類】

- 河北町起業支援事業計画書 ●収支予算書 ●補助対象経費の総括表
- 町税等情報確認承諾書 など

※河北町に在住以外の方は、身分証明書、直近の市町村税の納税証明書および課税証明書

## 【審査方法】

募集期間内に応募があった場合、審査委員による書類審査を行うほか、申請者によるプレゼンをしていただきます。審査会は8月8日（火）を予定しています。

## 【交付申請・決定、補助金の支払い】

審査会を経て採択が決まった方には、交付決定通知書を郵送します（8月20日の予定。この日以降にかかる経費が対象経費）。その後、採択者からは補助金交付申請書を提出いただきます。

補助金の支払いは、交付決定額の60%以内を概算払することが可能とし、残りを実績報告後の精算払とします。

## 【実績報告書】

開業届の提出・法人設立登記後1カ月以内、または2月28日のいずれか早い日までに、次の書類を提出する必要があります。

- 事業報告書 ●収支決算書 ●補助対象経費の総括表 ●補助対象経費に係る帳簿、領収書の写し ●実施状況写真 ●開業届等の写し など

## 【問合せ】

《申請・補助制度について》

河北町商工観光課 商工振興係

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

TEL 0237-73-2111（内線244） Eメール [syoko@hinanet.ne.jp](mailto:syoko@hinanet.ne.jp)

様式ファイルや要項など、詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.town.kahoku.yamagata.jp/8524/>

《経営・起業についての相談》

河北町商工会

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂654番地1

TEL 0237-73-2122

